

令和3年5月21日

保護者のみなさんへ

京都市立九条中学校
校長 三科 俊一

重要・保存版 水害の避難指示が発令された場合についての非常措置についてのお知らせ

本校の校区である九条塔南学区は、「桂川下流、鴨川・高野川の浸水想定区域」、東梅涙学区・九条・九条弘道学区は「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、校区内の学区に水害の「避難指示」（旧避難勧告・避難指示（緊急）令和3年5月20日改正）が発令された場合には、下記のように暴風警報が発令された場合に準じた措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に十分注意してください。

記

避難指示が発令された場合について

- (1) 登校前に発令された場合は、「避難指示」が解除されるまでは登校を見合せ、自宅待機させてください。
- (2) 「避難指示」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

| 「避難指示」解除時刻 | 措置（登校時刻等） | 給食の有無 |
|---------------------|----------------|-------|
| 午前7時までに解除になった場合 | 平常授業（8:25始業） | 有 |
| 午前9時までに解除になった場合 | 3校時（10:20）から始業 | 有 |
| 午前11時までに解除になった場合 | 5校時（12:40）から始業 | 無 |
| 午前11時現在、避難勧告等発令中の場合 | 臨時休業 | 無 |

- (3) 在校中に発令された場合は、直ちに休校とするものですが、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。